

IFRS実務トピックニュースレター ～銀行業～

規制動向:IFRS第9号の減損モデルが自己資本に与える影響



2014年7月24日、IASBIは金融商品会計に関する新たな基準書「IFRS第9号」の最終版を公表した。当該最終基準書は、損失の認識の遅延が批判されていたIAS第39号の発生損失モデルを、より将来予測的な予想信用損失アプローチに差し替えるものである。予想信用損失モデルは主に、頻繁に変動する傾向があるインプット(例:信用格付け、信用スプレッド及び将来の状況に関する予測)を多用し、また、信用リスクの変化に伴い金融商品の測定方法を変更する2つの測定方法(すなわち、12ヶ月の予想信用損失及び残存期間にわたる予想信用損失)を用いることから、純損益、かつ結果的に資本が大きく変動する可能性がある。

新たな減損モデルは、現行規制の下では、ほとんどの金融機関の規制資本に影響を及ぼす可能性が高い。その影響度は、銀行の取扱業務の種類、IAS第39号の適用実務、及び特定のポートフォリオに対する規制資本の計算手法(すなわち、信用リスクに係る所要自己資本について、標準的(standardised)手法または内部格付(internal rating-based, IRB)手法のいずれを適用しているか)により異なる。本稿¹では、この影響について検討する。なお、ここで示す設例は、IAS第39号からIFRS第9号への移行に関連する特定の規定を説明するものではない。

また、規制当局が現在検討中の所要自己資本の算定に係る見直しにおいて、IFRS第9号の新たな減損モデルが影響を与えるのか否か、その時期はいつかなどの点については不明である。

規制上の自己資本

銀行に求められる規制上の自己資本額は、一般的に、リスク・アセットに対する自己資本の比率で表される。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}}$$

減損の会計規定は、この比率の分子及び分母のいずれか、または両方に影響を与える可能性がある。

¹ KPMG ISGより公表しているThe Bank Statement Q4 2014 NEWSLETTER(<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/ifrs-newsletters/Pages/ifrs-banking-newsletter-16.aspx>)の記事“Regulation in Action: Impact of IFRS9 Impairment Model on Regulatory Capital”をベースにしている。

自己資本規制における貸付金の信用リスクを反映するアプローチの概要

バーゼルの枠組みにおいて、銀行は、2つの一般的な手法、標準的手法または内部格付手法を用いて所要自己資本を算定できる。さらに、内部格付手法は基礎的(foundation)内部格付手法と先進的(advanced)内部格付手法に分けられる。標準的手法は、規制当局から提供されるパラメーターを用いるためより単純である。一方、内部格付手法は、銀行が複数のパラメーターを推計するためより複雑である。

下の図は、それぞれのアプローチにおいて、貸倒引当金が自己資本及びリスク・アセットにどのように反映されるのかについて説明したものである。

	標準的手法	内部格付手法
規制資本	<ul style="list-style-type: none"> ■ 普通株式等Tier 1(CET1)には、会計上の貸倒引当金を控除した内部留保が含まれる。 ■ 一般的な貸倒引当金²(上限あり)は、Tier 2に加算する。一般的な貸倒引当金は、バーゼル上は一般貸倒引当金(general loss reserves)と称され、「将来の、現時点では識別されていない損失(unidentified losses)に対する引当金」と定義されている³(すなわち、この引当金は、特定の資産について認識されている毀損は反映しない)。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 標準的手法と同様にCET1には会計上の貸倒引当金を控除した内部留保が含まれるが、さらにバーゼル規制に基づいて算定された期待信用損失が会計上の貸倒引当金を超過する額が、CET1から控除される。 ■ 会計上の貸倒引当金が、バーゼル規制に基づいて算定された期待信用損失を超過する額は、上限に達するまでTier 2に加算する。
リスク・アセット (信用リスクに関連するもののみ)	<ul style="list-style-type: none"> ■ リスク・アセットは、規制当局から提供されるリスク・ウェイトを資産の帳簿価額に適用して算定する(規制上の個別貸倒引当金は控除する)。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 先進的内部格付手法におけるリスク・アセットは、自行推計したデフォルト率(probability of default, PD)、デフォルト時損失率(loss given default, LGD)及びデフォルト時エクスポージャー(exposure at default, EAD)を用いて、エクスポージャーごとに算定する(すなわち、ポートフォリオ全体の平均ではない)。 ■ 基礎的内部格付手法では、規制当局がLGD及びEADを指定し、銀行がPDを自行推計する。

これらの差異の結果、IFRS第9号の適用による銀行の自己資本比率への影響は、銀行が特定の資産ポートフォリオについて標準的手法を適用しているかまたは内部格付手法を適用しているかにより異なることになる。

2 EUにおいては、規制上は「一般信用リスク調整(general credit risk adjustment)」として知られている。日本においても同様である。

3 「バーゼルⅢ：より強靱な銀行及び銀行システムのための国際的な規制枠組み」第60項、バーゼル銀行監督委員会。

標準的手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本

現行のバーゼル合意を前提とすれば、標準的手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本は、内部格付手法が適用されるポートフォリオよりも大きな影響を受ける可能性が高い。標準的手法が適用されるポートフォリオは、IFRS第9号により貸倒引当金が増加することで、以下のような影響を受けることになる。

- 内部留保の減少に伴いCET1が減少する。
- 資産の帳簿価額の減少に伴いリスク・アセットが減少する。

これは、比率の分子及び分母の両方が減少することを意味するが、資本に対する影響は比例的により大きくなる可能性が高い。この点について、設例1で説明する。

設例1: 標準的手法が適用されるポートフォリオに対するIFRS第9号の貸倒引当金の増加の影響

この設例における前提は以下のとおりである。

- 株式資本: 300
- 内部留保: 200⁴
- 貸付金のエクスポージャー(総額): 12,000
- リスク・ウェイト: 50%
- IAS第39号に基づく個別貸倒引当金: 100
- IFRS第9号に基づく個別貸倒引当金: 150

CET1 (IAS第39号)	CET1 (IFRS第9号)
$\frac{300 + (200 - 100)}{(12,000 - 100) \times 50\%} = 6.7\%$	$\frac{300 + (200 - 150)}{(12,000 - 150) \times 50\%} = 5.9\%$

さらに、一般貸倒引当金はTier 2に加算されるため、Tier 2は、IAS第39号とIFRS第9号において「一般貸倒引当金」とみなされる内容が異なることの影響を受ける可能性がある。

内部格付手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本

内部格付手法が適用されるポートフォリオの自己資本への影響は、より小さいことが見込まれる。影響があるのは、IFRS第9号に基づく会計上の貸倒引当金がバーゼルに基づいて算定された期待損失を超過する場合であり、この場合には超過額がTier 1ではなく、Tier 2に加算されるためである。

また、標準的手法とは対照的に、リスク・アセットには影響しない。これは、内部格付手法のリスク・アセットは、自行推計したPDを(先進的内部格付手法の場合は、LGD及びEADも含む)、貸倒引当金の控除前の貸付金総額に対して適用して算定されるためである。

内部格付手法が適用されるポートフォリオへの潜在的な影響は、設例2で説明する。

4 ここでは個別引当金控除前の内部留保を前提とする。

設例2: 内部格付手法が適用されるポートフォリオに対するIFRS第9号の貸倒引当金の増加の影響

この設例における前提は以下のとおりである。

- 資本: 200
- 内部留保: 1,000⁵
- バーゼルに基づく期待損失: 100
- IAS第39号に基づく会計上の貸倒引当金: 40

CET1 = 資本 + 内部留保 - 会計上の貸倒引当金 - バーゼルに基づく期待損失が貸倒引当金を超過する額

シナリオA: バーゼルに基づく期待損失がIFRS第9号の貸倒引当金よりも大きい場合

- IFRS第9号に基づく会計上の貸倒引当金: 80
- バーゼルに基づく期待損失がIAS第39号に基づく貸倒引当金を超過する額: 60
- バーゼルに基づく期待損失がIFRS第9号に基づく貸倒引当金を超過する額: 20

CET1 (IAS第39号)	CET1 (IFRS第9号)
$200 + 1,000 - 40 - 60 = 1,100$	$200 + 1,000 - 80 - 20 = 1,100$

シナリオB: バーゼルに基づく期待損失がIFRS第9号の貸倒引当金よりも小さい場合

- IFRS第9号に基づく会計上の貸倒引当金: 120
- バーゼルに基づく期待損失がIFRS第9号に基づく貸倒引当金を下回っている

CET1 (IAS第39号)	CET1 (IFRS第9号)
$200 + 1,000 - 40 - 60 = 1,100$	$200 + 1,000 - 120 = 1,080$

シナリオBでは、IFRS第9号に基づく会計上の貸倒引当金がバーゼルに基づく期待損失を超過しているが、IAS第39号に基づいて会計上の貸倒引当金を算定する場合よりもこうした引当超過の状況になる可能性が高いと考えられる。CET1からはこの超過額分が減額されるが、Tier 2に加算されるため、資本総額はIAS第39号に基づく場合と同額になることを意味する。

さらに、CET1及びTier 2の変動は、会計上の貸倒引当金と規制上の期待損失の算定方法の整合性により影響を受ける可能性がある。両者が別々の方法に基づき算定されている場合には、その変動は大きくなる可能性が高い。各国の規制当局は、この点についてどのようなアプローチをとるかを引き続き検討しているが、欧州においては、欧州銀行監督機構規制当局(EBA)がバーゼルに基づく期待損失超過額の算定を、デフォルト資産及び非デフォルト資産という区分で別個に行うことを提案している。日本では、昨年12月公表のバーゼル合意に基づき検討が始まったところである。

5 ここでは貸倒引当金控除前の内部留保を前提とする。

バーゼル銀行監督委員会の今後の動向

バーゼル銀行監督委員会は、リスク・アセットを異なるアプローチ（標準的手法または内部格付手法）で算定することによる影響、また内部格付手法における自行推計の相違によって、銀行の自己資本比率が過度にばらつくことを減らすための提案⁶を行っている。見直し対象の分野は以下である。

- 標準的手法の計算式の見直し（フロア及びベンチマークの使用を含む）
- 内部格付手法におけるモデルの活用についてのより抜本的な見直しの実施
- 資本の計算式の不明瞭な点について追加的ガイダンスを提供

このプロジェクトにより現行の規制上の枠組みが変更されれば、IFRS第9号の減損規定が自己資本比率へ与える影響も異なるであろう。さらに、バーゼル銀行監督委員会は、FASBの減損プロジェクト終了後に、会計上の変更を反映させるため自己資本規制案を検討すると述べている点にも留意すべきである。

6 「銀行の規制資本比率計測における過度なばらつき削減に係るG20向け報告書」、2014年11月。

Contacts

金融事業部

大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: tamami.okawa@jp.kpmg.com

仁木 一秀

T: 03-3548-5102

E: kazuhide.niki@jp.kpmg.com

大庭 寿和

T: 03-3548-5102

E: toshikazu.ohba@jp.kpmg.com

藤原 初美

T: 03-3548-5102

E: hatsumi.fujiwara@jp.kpmg.com

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年1月に発行した「THE BANK STATEMENT Q4 2014 NEWSLETTER」の一部を抜粋して翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs

IFRS実務トピック～銀行業～ニュースレターは、銀行業に関連するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。